

令和7年度 第2回犯罪被害を学ぶ会

令和7年10月21日(火)
午後2時～午後4時
守山文化小劇場

1 あいさつ

2 朗読劇・講演

(1)講演「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」

講師:NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす
磯谷 富美子氏

(2)講演「支援の現場から 二次的被害について」

講師:公益社団法人 被害者サポートセンターあいち
支援活動委員長 小島 きぬ子 氏

3 その他

- ・アンケートご協力をお願い
- ・犯罪被害者等支援にかかる講座のご案内



緒あしすは、殺人事件遺族の呼びかけにより、2000年9月に東海地方では初めての犯罪被害者自助グループとして発足し、2015年9月に法人化しました。

緒あしすC a f e（体験や想いを分かち合うグリーンワーク、当事者交流会）・緒あしすL a b o（関係機関や専門家との意見交換会、勉強会）を開催。
被害者の現状や支援の必要性を社会に伝える場として犯罪被害者支援企画「いのちかなでる」、音楽で犯罪被害者を応援するプロジェクト♪いのち奏でる♪、犯罪被害者支援パネル展 ～ねがい～ を企画開催し、犯罪被害者の支援拡充のために、そして「被害者の視点」に基づく施策が進められていくように活動を続けています。

NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす
<http://oasis2000.com>

◇「緒あしす」語源

- ・オアシス（英語oasis） ①砂漠の中の緑地 ②慰安・憩いの場所
- ・緒（を） ①へそのを ②糸や紐など、物を結ぶものに使うもの ③はなお
④楽器に張ってかき鳴らす糸・弦 ⑤物事の長く続くこと ⑥抱き続ける思い
⑦「玉（＝魂）の緒」（古語）から生命

◇目的

この法人は、生命・身体犯（主に殺人や傷害致死等）により被害を受けた者、並びにその家族及び遺族（以下「犯罪被害者」という）の回復、立ち直り支援、各種の支援事業を行うとともに、犯罪被害者及びその関係者に係る問題の改善や解決を図り、犯罪被害者を社会全体でサポートする環境作りに寄与することを目的とする。

◇事業

- ・犯罪被害者に対する必要な情報提供事業
- ・犯罪被害者の自助及び相互援助事業
- ・犯罪被害者の支援等について、社会全体への広報、啓発活動事業
- ・安全で安心に暮らせるまちづくりのための防犯及び地域環境づくり事業
- ・関係機関、団体との連絡、連携、協働事業

犯罪被害者支援企画「いのちかなでる」



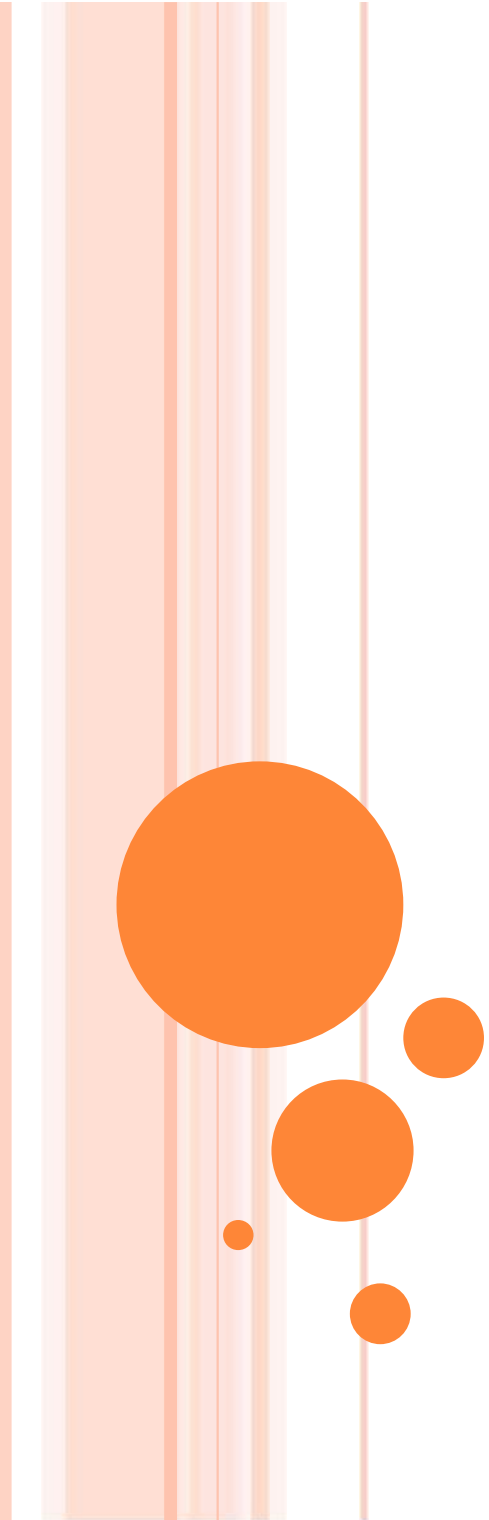
♪ 音楽で犯罪被害者を応援するプロジェクト ♪ いのち奏でる



犯罪被害者支援パネル展 ～ねがい～



≪ **NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす** ≫



犯罪被害を学ぶ会 支援の現場から 二次的被害について

(公社)被害者サポートセンターあいち
理事 支援活動委員長

小島きぬ子

お話しする内容

- 1 犯罪被害に遭うということ
- 2 二次的被害について
- 3 私たちにできることを一緒に考えましょう
- 4 サポートセンターあいちの支援活動

突然犯罪被害に 遭ったら、どうなる のでしょうか

犯罪被害にあうと…

犯罪や事故の被害にあうと、
どのようなことが起きるのでしょうか？
自分が被害にあったら？ 家族の誰かが被害にあったら…？



犯罪被害者等が直面する問題

安全感的喪失

心身の不調

経済的不安

裁判

家族

社会からの孤立

二次的被害

* 犯罪被害者だけで解決できません

国・愛知県と名古屋市の 犯罪被害者等支援条例の動き

◇平成16年 犯罪被害者等基本法制定

目的:犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること

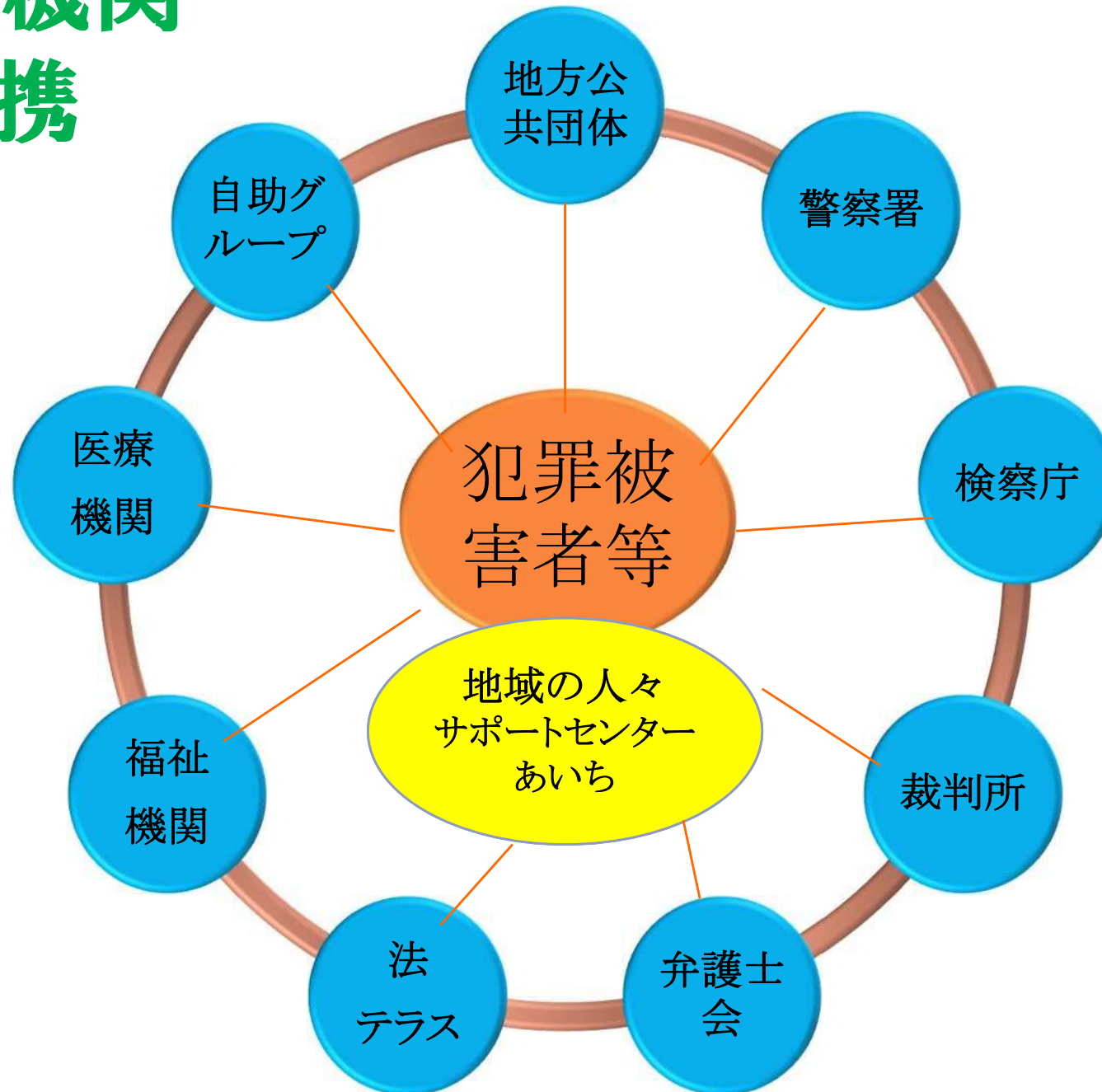
◇平成30年 名古屋市犯罪被害者等支援条例 施行

目的:犯罪被害者等の心に寄り添い、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること

◇令和4年 愛知県犯罪被害者等支援条例施行

目的:犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復または軽減及び生活の再建を図る。犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

関係機関 の連携



被害後の日常生活への支障

＜下記は一例です＞

＜身体的な問題＞

- ・ 食欲減退・不眠・頭痛・めまい・吐き気・微熱・
腹痛・身体の痛み・身体のだるさ

＜精神的な問題＞

- ・ 起きたことが現実だと受け入れられない・集中力がなくなる・感情のコントロールが難しくなる
- ・ 物音に敏感になる・また被害に遭うのではないかとびくびくする

＜周囲の人から受ける問題＞・無責任な噂に傷つく

- ・ 人目が気になり外出できなくなる・心情に添わない安易な励ましや慰めに傷つく・まわりに心情を話しても理解されない
- **社会的な孤立**

「二次的被害」を ご存知でしょうか

二次的被害とは・・・

犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

名古屋市犯罪被害者等支援条例より

二次的被害は なぜ起きるのでしょうか？

- ・被害者の抱える現状に対しての誤解や無理解
- ・被害者支援に関する情報不足
- ・自分の価値観で判断
- ・被害者への偏見(誤った認識)
- ・自分は被害に遭わないという思い込み

一緒に考えてみましょう

< 仮想事例 >

近所の友人が、青信号の横断歩道を渡っていたところ、左折してきたトラックに接触し全治1か月の大けがを負いました。最近退院したと聞きました。友人には小学校低学年の子どもがいます。

あなたは、この友人にどのような言葉がけをしますか？また今後どのようなことができるか考えてみましょう。

心情に添わない不適切な 言葉や態度の例 I

- ＊時期や状況、関係性によっても感じ方は異なることに留意の上参考にしてください
- ・「この程度のケガで済んでよかったね」
 - 励ましのつもりでも、被害に遭うことによる心身への衝撃は計り知れません。事件を小さくとらえたり比べないでください
- ・「どうして車が来てないか確認しなかったの？」の問いかけは行動を責める言葉になります。 ■被害者はご自分が悪くなくても、ご自分を責めがちです。罪責感を強めないでください。悪いのは加害者です

心情に添わない不適切な 言葉や態度の例 II

- ・「いつまでも泣いていないで、もう忘れた方がいいよ」
▣ 忘れることはできません
- ・よそよそしく遠巻きにする態度
- ・個人的な興味関心で根掘り葉掘り聞く
- ・被害者から聞いたことを本人の了解なしに他の人に伝える
- ▣ 自分がされたら、嫌なことは人にもしない
言葉かけや行動する前に考えてください

うれしかった言葉や態度の例

- ＊常に気にかけて見守っていることを言葉や態度で表してくれた
- ・ただ黙って話を何回でも聴いてくれた
- ・一緒に泣いてくれた
- ・被害前と同じ態度で接してくれた
- ・買い物や夕食のおかずを届けてくれた
- ・学校や町内の役を一緒に手伝ってくれた
交代してくれた・勝手に代わらない
- ・人目が気になり外出できなかった時、友人がランチに誘ってくれた

心に寄り添った

まわりの温かさが回復を助けます

- ・被害前の人間関係の延長でできることを考えましょう
- ・負担なくできる具体的な手助けを考えてみましょう。できない約束をしないこと
- ・地域の役立つ情報を調べて伝える
- ・適切な相談窓口を教える



- ・名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口
- ・愛知県犯罪被害者等総合的対応窓口
- ・被害者サポートセンターあいち

サポートセンターあいちの パンフレットをお渡してください

＊犯罪被害者等早期援助団体として愛知県公安委員会から指定を受けた民間支援団体

◇心の不調

専門家に話を聴いてもらいたい

▮臨床心理士によるカウンセリング

◇弁護士による法律相談 ▮電話・面接

◇付き添い

警察署・検察庁

裁判・証人出廷・代理傍聴

◇交通事故ご遺族の自助グループ例会

地域の皆様の 支えが必要です

被害にあわれた方を 社会全体で支える

被害にあわれた方が抱える問題は多岐にわたります。
わたしたちにできることがきっとあります。

支援団体

警察

学校や企業

地域

社会福祉

自治体

医療機関

弁護士など専門家

9
公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

最後に・・・

犯罪被害者等の心に寄り添い、
地域社会で孤立させないように
それぞれの立場でできることを考え
皆で支えていきましょう

ご清聴ありがとうございました

名古屋市犯罪被害者等支援入門講座

知ろう・学ぼう!! 犯罪被害者等への支援

令和7年度 受講者募集

全2日コース
受講料無料!



名古屋市は、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護することで、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、支援を行っています。

この講座は、多くの方に「犯罪被害者等支援」について広く理解していただく講座です。被害者等への理解を深め、支援の取り組みにも触れる全2日コースです。支援に携わりたい方もこの機会にぜひご参加ください。

会場

なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや

名古屋市中区栄一丁目23番13号
伏見ライフプラザ〈12階 研修室〉

申込締切

令和7年12月2日(火)必着

※応募方法は裏面をご覧ください。

募集人数

30名

※定員を超過した場合は抽選となります。抽選の結果は、
お申込みいただいた方全員に、
12月12日(金)頃までにご連絡します。

注意事項等

- ・原則2日ともご参加下さい。
- ・各日9:45～16:30
受付は9:30から(終了時刻については多少前後する場合があります。)
- ・都合により内容を変更することがあります。
- ・会場の駐車場等のご使用いただけませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・研修会場での飲食はできません。
- ・発熱等、体調のすぐれない方は参加をお控えいただけますようお願いいたします。

1日目 12月18日(木)

- オリエンテーション「犯罪被害者等支援」とは
(公社)被害者サポートセンターあいち
- DVD視聴
(公社)被害者サポートセンターあいち
- 名古屋市における被害者等支援
名古屋市人権施策推進課
- 警察における被害者等支援
愛知県警察本部住民サービス課



2日目 12月19日(金)

- 弁護士による被害者等支援
弁護士
- 性暴力の実態と犯罪被害者等支援
性暴力支援センター日赤なごやなごみ
- 犯罪被害者ご遺族講演
宙の会 ～殺人事件被害者遺族の会～ 磯谷富美子氏
- 犯罪被害者等の心理
臨床心理士
- 支援の現場から
(公社)被害者サポートセンターあいち

この講座は、名古屋市が公益社団法人被害者サポートセンターあいち(あいポート)に委託して行います。同センターは、犯罪事件・交通事故にあわれた被害者やそのご家族等への相談・支援を行っている民間団体です。(※平成16年、愛知県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」に指定)

令和7年度「名古屋市犯罪被害者等支援入門講座」 申し込み方法

1



「名古屋市電子申請サービス」からお申し込みの場合



右の二次元コードよりお申し込みください。また、「名古屋市電子申請サービス」から「犯罪被害者等支援入門講座」と検索いただいても申込可能です。

2



FAXでお申し込みの場合 〈FAX送信先番号〉052-972-6453

下記の参加申込書にご記入の上、上記FAX番号へ送信してください。

「犯罪被害者等支援入門講座」の参加を申し込みます。			
住 所	〒		
ふりがな 名 前		電話番号	
電子メールアドレス			

3



電子メールでお申し込みの場合 送信先メールアドレスの打ち間違えにご注意ください。

メールの件名を「犯罪被害者等支援入門講座」として、下記の内容を入力して送信してください。

①郵便番号・住所 ②お名前(ふりがな) ③電話番号 ④電子メールアドレス

〈メール送信先アドレス〉a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

4



はがきでお申し込みの場合

460-8508 名古屋市スポーツ市民局 人権施策推進課 行 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
--

〈おもて〉

犯罪被害者等支援入門講座 に申し込みます。
① 名前(ふりがな)
② 郵便番号・住所
③ 電話番号
④ 電子メールアドレス ※お持ちの方

〈うら〉

入門講座を受講した後に…

「入門講座」を受講された方の中で、さらに詳しく学びたいという方には「ステップアップ講座」を受講いただけます。

【開催日】

令和8年1月8日(木)9日(金)

個人情報について：ご応募いただきました個人情報は当講座の実施にかかる事務に使用させていただきます。尚、当講座委託先「公益社団法人被害者サポートセンターあいち」と共有することになりますので、ご了承願います。

主催
お問合せ

名古屋市スポーツ市民局人権施策推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2582 FAX 052-972-6453
電子メール a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
お電話でのお問合せ：8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日除く)

犯罪被害者やそのご家族のことをご存知ですか、私たちにできることがあります

第2回 犯罪被害者等 支援を考える講座

入場無料

2025年 **10月31日(金)** 13:30~16:00
(開場:13:00~)

会場 図書館交流プラザ りぶら

愛知県岡崎市康生通西4-71



第1部

- ❖ ご挨拶 被害者サポートセンターあいち会長 蜂須賀太郎
岡崎市 市民安全部長
- ❖ 犯罪被害者家族講演

講師 愛知県立佐織特別支援学校教諭 則竹崇智
「ながらスマホ運転は危険運転」あれから9年~今も敬太とともに~



第2部

- ❖ 犯罪被害者支援の充実に向けて

岡崎市 市民安全部 防犯交通安全課長
被害者サポートセンターあいち 支援活動委員長 小島きぬ子



岡崎市の被害者支援条例制定にともなう「岡崎市犯罪被害者等のための総合窓口」拡充の様子、被害者サポートセンターあいちの対応とその関わり、二次被害や愛知県の「多機関ワンストップサービス体制」などをテーマに意見交換をします。

- ❖ ほっとひといき (ジャズのステージ)

演奏者 高野正幹 (Ts, Ss)、大軒聖子 (pf)、土田邦雄 (Bass)

スタンダードから昭和歌謡のアレンジまで幅広く聴かせるマサ高野ジャストリオ。多くの人の精神性、叙情性に沿う演奏であなたの心を癒します。

- ❖ 犯罪被害者パネル展

NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」
TAV交通死被害者の会

(敬称略)



←お問い合わせ・申込み先 定員280名
052-232-7834

主催 公益社団法人 愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
被害者サポートセンターあいち

共催 岡崎市

後援 愛知県、愛知県警察、愛知県被害者支援連絡協議会
岡崎警察署被害者支援連絡協議会



犯罪被害者支援 特別講演会 2025

参加
無料

・ とき **令和7年11月21日(金)**

開場12:30/開演13:30 (おおむね2時間)

・ ところ **中区役所ホール**

第1部 犯罪被害者遺族講演

演題：居場所を奪われた犯罪被害者

講師：市 川 武 範 氏

【講師紹介】

令和2年5月、長野県坂城町の自宅で、長女（当時22歳）と次男（当時16歳）を暴力団構成員の男に殺害された犯罪被害者遺族

第2部 音楽演奏

金城学院大学文学部音楽芸術学科生

声楽アンサンブル「リリー・ミューズ」

による演奏

犯罪被害者支援パネル展

NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす
TAV交通死被害者の会



所在地

名古屋市中区栄4丁目1番8号
(地下鉄栄駅12番出口から東へ1分)

お問合せ先

愛知県被害者支援連絡協議会事務局

愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室

☎052(951)1611 (内線2935)

主催 愛知県被害者支援連絡協議会

共催 愛知県、愛知県警察、名古屋市、(公社)被害者サポートセンターあいち

後援 愛知県中警察署被害者支援連絡協議会



犯罪被害者支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

名古屋市犯罪被害者等支援条例(概要)

- ・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいいます。(第2条)
※殺人等の故意犯だけでなく、交通事件等の過失犯についても犯罪に該当します。
- ・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)
- ・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)
- ・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)
- ・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、 安全で安心して暮らせる 地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。

また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。

他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



まずはお電話ください。

名古屋市犯罪被害者等 総合支援窓口

電話 **052-972-3042**

月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

FAX. 052-972-6453

E-mail. a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

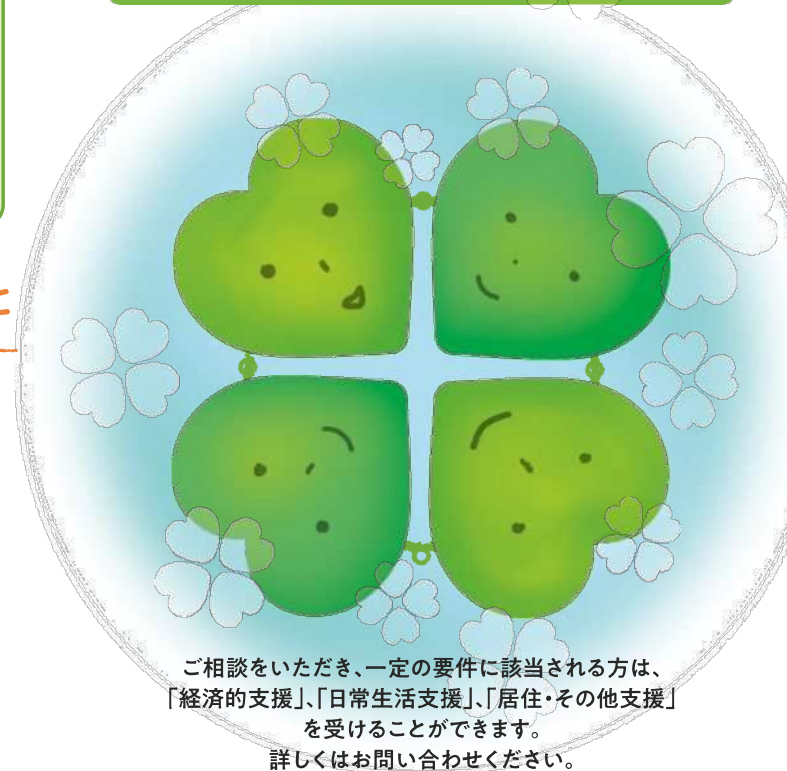
総合支援窓口でお手伝いできること

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。
※面談は電話等での相談の上、必要に応じて予約制で行います。
- ・おひとりで不安な場合、区役所などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業への申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況に応じて、関係機関をご案内します。

名古屋市の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等 支援



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」を受けることができます。

詳しくはお問い合わせください。

名古屋市



名古屋市公式ウェブサイト
「名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口」▶

※この印刷物は再生紙を使用しています。

経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等※の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠責保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

※重傷病等: 全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は不同意性交等罪、監護者性交等罪の被害

日常生活支援

◆ホームヘルプサービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う(複数の居宅への派遣可能、合計78時間以内)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆派遣先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内の派遣

◆配食サービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達(複数の居宅への配達可能、1日1回配達)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆配達先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内で最大30日間

居住・その他支援

市営住宅のあっせん・目的外使用



犯罪等により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的又は一時的な市営住宅の提供

- ◆犯罪等により収入が減少し生計維持が困難
- ◆犯罪等により、居住し続けることが困難
- ◆市営住宅への入居資格を有する(あっせんのみ)

一時避難施設宿泊制度



犯罪等により身の危険がある、もしくは現在の住居に居住することが困難になった市民に、一時的な宿泊場所を提供

- ◆愛知県警察の一時避難場所の確保に係る公費負担制度を受けている

◆精神医療支援



犯罪被害により精神医療機関に受診した場合、医療費の自己負担分の半額を支給

- ◆受診者が市民
- ◆自立支援医療等の適用を受けていない
- ◆初診から1か月以内の医療費

- ◇印の付いた支援事業については、平成30年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
- 支援事業ご利用にあたって、「名古屋市に住民票がある方」で「被害届が提出されているなど、被害事実が客観的に確認できること」が共通して必要な要件となります。
- 支援の対象となるのは犯罪被害者本人と、その被害者の家族・遺族及び親族(被害者の配偶者(事実婚等を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等)です。
- 同居の家族・親族間での犯罪については、基本的に適用できません。
- その他、支援事業ごとにいくつか必要な要件がございますので詳細については、まずは総合支援窓口にご相談ください。
- 支援事業をご利用いただく際には、総合支援窓口で申請手続きを行っていただきます。

犯罪被害(交通犯罪を含む)にあわれた方々をみんなで支えていきます。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪等の被害にあわれたら、まずは最寄りの警察署にご相談ください。

被害者サポートセンターあいち 相談専用TEL.052-232-7830
(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などにあわれた方、ご家族、ご遺族への支援活動(電話相談、カウンセリング、裁判所への付添など)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.0120-079714

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験・理解のある弁護士紹介、被害者参加人のための国選弁護制度などを実施。

名古屋地方検察庁(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け、被害者支援員が、被害者の方からの被害相談や事件に関する問合せに対応。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

無料電話相談や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で面接して手続きなどを説明する制度を実施。

名古屋地方裁判所 TEL.052-203-8918

犯罪被害者等への刑事裁判における優先的傍聴の配慮や、事件記録の閲覧・コピー、被害者参加制度などのご案内。

名古屋市区間暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋主管支所(ナスパ) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通遺児などへの生活資金の無利子貸付や友の会の運営などを実施。

性暴力救済センター日赤なごや なごみ TEL&FAX.052-835-0753
(性犯罪・性暴力被害者支援窓口 全国共通短縮ダイヤル#8891)

24時間365日、性暴力被害者に対する相談・診察・緊急避妊・検体採取など、医療・司法・行政・福祉・教育にわたる総合支援をワンストップで実施。

名古屋市消費生活センター TEL.052-222-9671

多重債務等の消費生活に関する相談を実施。

被害にあわれた方へ

事件や事故にあうと、最初のうちは心や身体に大きな変調をきたしてしまう場合があります。

- ・食欲がなく眠れないことはありませんか？
- ・緊張や動悸はありませんか？
- ・下痢や吐き気などの症状はありませんか？

事件・事故そのものがどうしても信じられず悲しむことさえもできずに過ごされている方もいます。

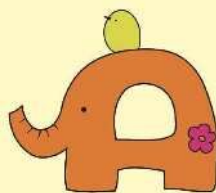
これは決しておかしいことではありません。

突然の大きな衝撃を受けた後には誰にでも起こりうる自然な反応なのです。



感情を抑えていませんか
自分を責めたりしていませんか

どうかおひとり
で悩まないでください



マスコット
キャラクター
「あいちゃん」



公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

誰でも被害者となりうる社会で、被害者の置かれている現状や支援の必要性の高まりから、犯罪被害者等基本法の制定、被害者参加制度など、被害者の側に立った法律の制定や社会制度も徐々に整備されてきました。被害者サポートセンターあいちは、愛知県公安委員会から早期援助団体としての指定を受け、より公共性の高い活動を推進するために公益社団法人に移行しました。私たちは関係機関や行政、他の団体などと連携し適切な支援に努めてまいります。

—— 沿革 ——

平成10年 2月 営利を目的としない民間支援組織として発足
平成16年 3月 犯罪被害者等早期援助団体として愛知県公安委員会から指定される
平成23年10月 公益社団法人となり現在に至る

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目14番21号
TEL: 052-232-7834
FAX: 052-232-7835

HP: <https://www.higai7830.or.jp/>



被害者サポートセンターあいちの活動は、企業、個人の皆様からの会費・寄付金により支えられています。

※会費・寄付金は、税額控除などの優遇が受けられる場合があります。



この広報紙は共同募金の配分金によって作成されたものです。 2024年2月 発行

わたしたちは
犯罪被害者の方や、そのご家族を
サポートしています

電話
相談

052-232-7830



愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人
被害者サポートセンターあいち

相談無料・秘密厳守

相談専用ダイヤル

な や み ぜろ

☎ 052-232-7830

AM10:00～PM4:00

毎週 月～金(祝日は除く)

はい、
被害者サポート
センターあいちです。



まずは、お電話をお願いします。

被害者サポートセンターあいち(あいポート)は
このような活動を行っています。

- ♡ こころのケア
- ♡ 電話や面接による相談
- ♡ 警察・検察庁・裁判所・役所への連絡、調整
- ♡ 刑事手続きや各制度についての情報提供
- ♡ 弁護士への相談サポート
- ♡ マスコミ対応へのサポート
- ♡ 犯罪被害者等給付金支給申請の補助
- ♡ 被害者自助グループへの支援
- ♡ 社会への情報発信、啓発活動

公益社団法人 被害者サポートセンターあいち(あいポート)では、 犯罪被害者やご家族に対して様々なサポートを行います。

犯罪や交通事故などで被害を受けられた方や、ご家族、ご遺族に対して精神面でのケアや付き添いなど、直接的な支援を行うとともに、社会全体での被害者の方々への支援意識の啓発を図りながら、被害者の方の被害回復や軽減に努めることを目的とする団体です。

弁護士による法律相談 電話相談・面接相談

カウンセリング(臨床心理士)



(面接相談は要予約)

電話相談は

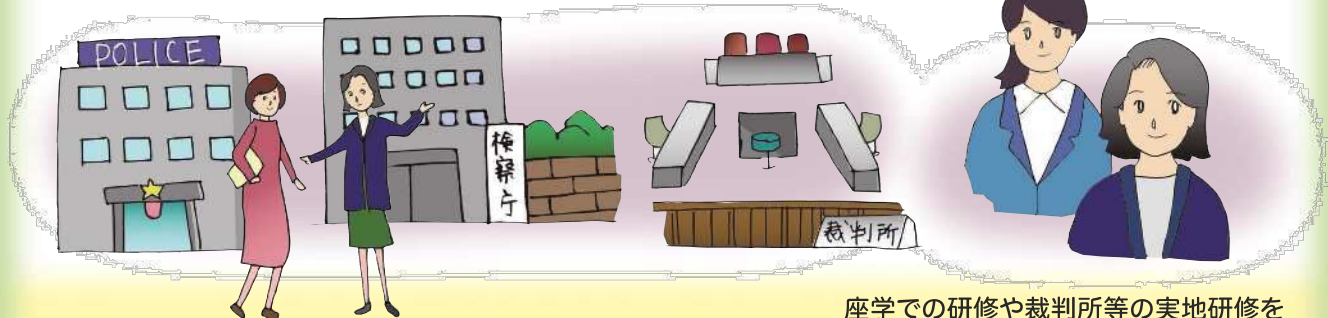
原則として、第2・第4水曜日
PM1:00～PM4:00

犯罪被害に精通した弁護士が
相談にお答えします。

当センターまたは連携している相談室に
おいてカウンセリングを受けることができます。

付き添い活動 警察署・検察庁・裁判所

支援活動員の養成



被害届の提出や事情
聴取の時など必要に
応じて付き添います。

事情聴取などに
付き添います。

公判時の付き添いや
代理傍聴を行います。

座学での研修や裁判所等の実地研修を
継続的に行うほか、専門講師の指導を
受けながら、支援活動員の養成や日々の
向上を図っています。